

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 実証協力者は再エネ等導入事業者ではないのか。 | <p>実証協力者は、再エネ等のアグリゲーションは行わないが事業に必要な設備やシステム等を再エネアグリゲーターに提供する事業者を指します。</p> <p>再エネ等導入事業者は、公募要領p20、21に記載の設備を導入する事業者を指します。</p> |
| 2 | <p>再エネアグリゲーション実証事業において、交付申請なしでコンソーシアムに参加し、実証に協力する場合について。リソース制御の有無にかかわらず、再エネアグリゲーター、実証協力者どちらでもなく、「コンソーシアム参加社」という位置付けになるのか。</p> <p>また、その場合はSIIへの直接の資料提出は不要で、コンソーシアムリーダーが提出する「体制リスト」に記載される認識で良いか。</p> | <p>コンソーシアム内でどのような役割を担うかによります。</p> <p>実証協力者かつ経費申請無しの場合は、資料提出は不要、コンソーシアムリーダーによるコンソーシアム登録のみ必要となります。</p> |
| 3 | 再エネアグリゲーション実証事業において、再エネアグリゲーターと実証協力者両方の立場でコンソーシアム参画する場合、申請額の上限はどうなるのか。 | <p>実証協力者、再エネアグリゲーターの両方の役割を担う場合でも、補助金額の上限は変わりません。</p> |
| 4 | <p>公募要領p10について</p> <p>「コンソーシアム参加社として別途コンソーシアムリーダーがコンソーシアム登録申請を行うことで登録がなされる。」との記載があるが、コンソーシアムリーダーとしてコンソーシアム体制図等、申請システム上で記入・添付する書類は別途当該事業者から情報提供を受け準備を行う想定で問題ないか。</p> | <p>ご認識のとおりです。</p> |
| 5 | <p>公募要領p14 2-5 コンソーシアム登録申請及び交付申請単位について</p> <p>「※1：補助事業者ではない再エネアグリゲーター及び実証協力者は交付申請を行う必要は無いが、登録申請により登録がなされる。」との記載があるが、再エネアグリゲーターの下に、再エネ導入事業者が加入する場合、再エネアグリゲーター事業者としての個社として交付申請は必要なのか。</p> | <p>再エネ導入事業者はコンソーシアム内に入らないため、再エネアグリゲーター事業者としての交付申請は不要となります。同一事業者が再エネアグリゲーター事業と再エネ導入事業を行う場合は、それぞれの事業で申請する必要があります。</p> |
| 6 | コンソーシアムリーダーは事前に公表されるのか。 | <p>採択後、ホームページに掲載します。</p> |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 7 | コンソーシアムリーダーが交付申請した結果、採択審査委員会に進めない場合は、6月上旬よりも前に連絡があるのか。 | 6月上旬よりも前にご連絡いたします。 |
| 8 | 令和2年度VPP実証事業のような共通実証仕様書は今回発行されるか。 | 共通実証仕様書は発行しません。 事業者の創意工夫によって共通実証をおこなってください。 |
| 9 | 補助事業者ではない再生エネルギーアグリゲーター及び実証協力者を採択後にコンソーシアム内に追加登録する事は可能か。 | 追加登録は不可となります。 |
| 10 | 再生エネルギーアグリゲーション実証事業について、申請時に制御対象のリソースを記載するが、申請後に既設のPV等を追加しても良いか。費用の発生はなし。 | 問題ありません。 |
| 11 | 再生エネルギーアグリゲーション実証事業者が計画している新設リソースは、基本的に再生エネルギー等導入事業で補助金が交付されるとの認識で良いか。 | 再生エネルギーアグリゲーション実証事業の計画は予約を意味するわけではありません。 再生エネルギー等導入事業にて申請をしないと補助金は交付されません。 |
| 12 | 再生エネルギー等導入事業において、IoT関連機器の補助金上限額は500万円/台か。それとも申請者単位の上限か。 | 1台ごとではなく、1申請につき500万円が上限です。 |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 13 | 再エネ等導入事業として、自家消費型PV（余剰分あり）を新設する場合、補助対象となるか。余剰分は市場売買する。 | 公募要領p20の通り、FIT認定されない設備であれば対象となります。 |
| 14 | 再エネ等導入事業として、既設自家消費型PV（余剰分あり）にて蓄電池を新設する場合は、蓄電池は補助対象となるか。 | 対象となります。 |
| 15 | 再エネ等導入事業において導入した蓄電池等について、実証時以外は自家消費にしても要件としては問題ないか。 | 問題ありません。 |
| 16 | 再エネアグリゲーション実証事業の補助金上限額3千万（人件費+実証経費）は、交付申請者単位との認識で良いか。 | ご認識のとおりです。 |
| 17 | 申請システムのアカウントはいつ発行されるのか。 | 説明会以前にアカウント発行依頼書をご提出していただいた方は発行済みです。メールにてご案内しております。 現在、アカウント発行依頼ご提出から約翌々営業日での発行となります。 |
| 18 | 公募要領p40について 提出書類No.9「実施体制図」は、事業者未定の場合はどうのように記入するべきか。 | 予定している事業者を記載してください。全くの未定の場合は、役割等を記載してください。 |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 19 | 再エネ等導入事業においても、申請時点は概算見積で可、実績報告時に3者見積りが必要の認識で良いか。 | ご認識のとおりです。 3者見積りは中間検査時に提出できれば、ご提出をお願いします。 |
| 20 | 3者見積りが困難な場合、どうしたらいいか。 | 個別にご相談ください。 |
| 21 | 公募要領p40について 提出書類No20 概算見積書は、公募要領公開日以前に発行されたものは対象外か。 | 公募要領公開以前に発行されたものでも結構です。 |
| 22 | 公募要領p40、41について 見積書の金額は、どの程度の精度が求められるのか。 | 概算で結構です。 |
| 23 | 再エネ等導入事業においても、補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とするの認識で良いか。ただし発注は最安値以外の事業者でも可の認識。 | ご認識のとおりです。 |
| 24 | 申請時点では概算見積を提出するが、実績報告時は結果としてメーカーや仕様が変わることは問題ないか。 | 実績報告時に、申請内容からメーカーや仕様が変更していても構いませんが、補助金額は交付決定した金額が上限です。 計画内容に大幅な変更がある場合は、別途申請が必要となります。 |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 25 | 公募要領p40について 再エネアグリゲーターであり、補助金交付申請を希望しない事業者の場合、交付申請書類は申請書類チェックリストの事業者区分「交付申請なし」に印がついている、No12システム概要書、13 実証予定・補助金申請予定（2021年度）のみ提出するとの認識で良いか。 | ご認識のとおりです。 |
| 26 | 再エネアグリゲーション実証事業 交付申請書No.13「実証予定・補助金申請予定」の<サマリ>欄は、補助金を活用し新規にリソースを導入するアグリゲーターのみが入力する認識で良いか。 | ご認識のとおりです。既設設備のみの場合は<サマリ>欄入力は不要です。 |
| 27 | 公募要領p12 「委託・外注費」について 補助対象は「本事業のみで使用し」と記載されているが、実証終了後に委託により構築したシステムの継続利用に制約はあるのか。 | 委託・外注費で計上されたものについて、継続利用に制限は設けておりません。 取得財産として管理される際は、公募要領p44 4-13 取得財産等の管理等について を確認いただき、しっかり管理するようお願いします。 |
| 28 | 再エネアグリゲーション実証事業について、人件費は申請せず、実証経費のみ申請も可能か。可能な場合、主な提出証憑類の提出は不要か。 | 実証経費のみの申請も可能です。 人件費に関する書類は提出不要です。 |
| 29 | 再エネアグリゲーション実証事業 交付申請書No16に「発注先」「月」を記載する欄があるが、4月時点である程度決めておく必要があるのか。 | 見込みで結構です。 |
| 30 | 再エネアグリゲーション実証事業について、交付申請後や交付決定後に人件費シートの担当者の増減は可能か。 | 可能です。 |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 31 | <p>公募要領p10について</p> <p>「※ 特別目的会社（SPC）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要」との記載があるが、「確約書」のひな型を提供してほしい。</p> | <p>ひな形のご提供は可能です。</p> <p>個別にご連絡ください。</p> |
| 32 | <p>公募要領p42について</p> <p>背表紙「〇〇事業」「補助事業の名称」は、何を書けばいいのか。</p> | <p>「〇〇事業」には、「再エネアグリゲーション実証事業」もしくは「再エネ等導入事業」を記載してください。</p> <p>「補助事業の名称」には、各社ごとの名称を記載してください。</p> |
| 33 | <p>公募要領p41について</p> <p>再エネ等導入事業 交付申請書類No10「電気事業者が発行した系統連系に係る案内文書等」は、既に受領している文書から内容が変わることを電気事業者から口頭で連絡を受けているも、公式な書類が出てこない場合、メールや経緯を記載した文書等を証憑として添えることで補足可能か。</p> | <p>問題ありません。</p> |
| 34 | <p>指定様式以外の郵送書類は、両面印刷可なのか。</p> | <p>できる限り片面印刷にてお願いします。</p> |
| 35 | <p>再エネアグリゲーターがV2H機器を新規導入したい場合、「再エネアグリゲーター」としての申請なのか、「再エネ等導入事業者」として申請なのか。</p> | <p>「再エネアグリゲーター」として申請し、「再エネ等導入事業者」としてV2H機器をご申請してください。</p> |
| 36 | <p>昨今のCovid-19情勢上、見積書等の押印が難しい状況にあり、公募要領などにも押印指定がないが、交付申請において書類への押印は必要か。</p> | <p>SIIに提出する書類への押印は必須ではありません。</p> |

令和3年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 説明会質疑応答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 37 | 公募要領p36 補足② 利益等排除について グループ会社は「自社」に含まれない認識で良いか。 | ご認識のとおりグループ会社は自社には含まれないため、利益排除の対象ではありません。 |
| 38 | 公募要領p33 4-9 補助事業の完了について 「事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡 すること。」との記載があるが、遅延した場合には期限延 長などの救済措置はあるのか。 | 遅延理由や内容によって個別に判断いたします。 |